

令和 8 年 7 月 2 日
学 務 課

令和 9 年度 指定校変更の制限について

1 主旨

教育委員会では、区内児童・生徒人口の推移や学校施設の整備の状況を踏まえて、一部の学校について指定校変更を制限し、次年度の制限校を毎年 7 月に公表している。この度、令和 9 年度の指定校変更の制限校等についてまとめたので報告する。

2 指定校変更の制限の考え方

区立小・中学校については、各学校の通学区域を定め、就学すべき学校を指定し、指定校への就学を原則としている。一方、法令では、相当の理由があると認められる場合は指定校以外の学校への変更の申請ができることとされており、申請の理由が相当と認められ、かつ受け入れる学校において、運営面・施設面も含め支障がない場合には、指定校の変更を許可している。

ただし、教室数が不足し、児童・生徒の受入れが困難となることが見込まれる場合は、通学区域の児童・生徒の就学を優先させるため、指定校変更を制限している。

3 指定校変更を制限している学校

上記 2 の考え方により、現在、次の 11 校の指定校変更を制限しており、令和 9 年度も次の 11 校を引き続き制限校とする。（なお、令和 9 年度からの新たな制限校・制限解除校はない。）

小学校（8 校）：桜小・桜丘小・中丸小・松丘小・二子玉川小・明正小・芦花小・山野小

中学校（3 校）：桜丘中（※）・砧中・烏山中

※桜丘中については、指定校変更許可基準の一部事由（部活動）による受入れのみ制限している。

（参考） 制限解除の考え方

指定校変更の制限は、施設規模から教室数が不足し、児童・生徒の受入れが困難となる恐れがある場合にやむを得ず実施しているものである。各制限校における通学区域内の児童・生徒数の推移や今後の改築等による施設整備の状況を踏まえ、学校ごとに制限の解除について判断する。

4 今後のスケジュール（予定）

7 月 15 日 世田谷区のホームページに掲載

8 月 15 日 区のおしらせに掲載

※ 就学時健康診断などの機会に、学校を通じて保護者向け案内チラシを配布、周知する。

指定校変更許可基準

区 分		事 由	対 象
1	身体的理由	①疾病または身体的理由により、指定校への通学には過重な負担を伴う場合。 ②長期的、定期的に通院加療を必要とし、かつ診療時間の関係により、病院の最寄りの学校へ通学する必要があると認められる場合。	小・中
2	通学の安全・安心への配慮	登下校の安全・安心の確保について個別に懸念される理由により、指定校以外の学校を希望する場合。 ※指定校変更の制限校は除く	小・中
3	転居後の継続通学	転居後、引き続き転居前の学校に通学を希望する場合。 なお、出張所等においては転居届出時に学期末まで（小学6年生・中学3年生は卒業まで）許可可能とする。	小・中
4	転居予定	住宅の購入・改築等により、おおむね1年以内に転居予定地に居住することが確実なため、あらかじめ転居予定地の通学区域の学校を希望する場合。	小・中
5	居所	世田谷区に居住しているが、住民基本台帳は当該居住地以外の住所地に登録されている場合。	小・中
6	兄弟関係	本人の兄弟が指定校変更を認められて現に在学しており、同じ学校を希望する場合。	小・中
7	放課後の預かり先に伴う配慮	週の大半、放課後に、保護者の親族又は友人、保育施設等に児童を預け、もしくは保護者が勤務する施設で過ごさせるため、その所在地を通学区域とする学校を希望する場合。 ※小学生を対象とする ※新入学又は転入・転居届出時の申請に限る。 ※指定校変更の制限校は除く	小
8	友人関係	保育園・幼稚園・小学校等の友人関係で、特に配慮を要する場合。 ただし、指定校から隣接する学校に限る。 ※新入学又は転入・転居届出時の申請に限る。 ※指定校変更の制限校は除く	小・中
9	部活動	指定校に希望する部がないなど、部活動に特別に配慮を要する個別具体的な理由により、その部がある中学校を希望する場合。 ただし、指定校変更による生徒の増加や学校施設の状況等により部活動に支障をきたしている場合、受け入れを行わない。 ※新入学又は転入・転居届出時の申請に限る。 ※指定校変更の制限校は除く	中
10	その他の特別な事情	特別な事情があると教育委員会が認めた場合。	小・中